答 弁 第 一 〇 号平成二十七年二月三日受領

内閣衆質一八九第一〇号

平成二十七年二月三日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出ILO第八十八号条約の解釈に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出ILO第八十八号条約の解釈に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ハローワークの地方移管」については、現時点で政府としての具体的な方針は決まっておら

ず、 政府部内の検討過程における詳細について個々にお答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねの「ハローワークの地方移管」について、一についてでお答えしたとおり、現時点で政府として

の具体的な方針は決まっていないことから、政府として断定的にお答えすることは困難である。

三の(一)について

お尋ねについて、 「direction」との用語を含む国際約束は多岐にわたることから、 網羅的にお答えす

ることは困難であるが、 「direction」を「指揮監督」と訳した例として、職業安定組織の構成に関する

条約(第八十八号) (昭和二十九年条約第十九号)が挙げられる。また、 [under the direction of] の

訳語の例としては、「の指揮の下に」等が挙げられる。

三の(二)について

_

旨並びに我が国が既に締結している他の条約の用例等を勘案しつつ慎重に検討するものであり、 お尋ねについて、条約の用語の訳語については、その用語が用いられている具体的な規定の文脈及び趣 一般論と

してお答えすることは困難である。